

平成26年度 第3回北見市社会福祉審議会 会議録

日 時：平成27年3月20日（金） 午後2時00分～3時35分
場 所：まちきた大通ビル庁舎 6階 北見市議会 第二委員会室
出席者：佐藤会長、岡田副会長、江野委員、堀口委員、稲村委員、坂本委員、高橋委員、鈴木委員
三宅委員、白幡委員、不破委員、吉田委員、石森委員、信田委員、藤田委員、平野委員
（事務局） 高畑保健福祉部長、大栄保健福祉部次長、三樹子育て支援推進室長、高田社会福祉課長
駒井介護福祉課長、成田保護課長、長尾保健福祉部主幹（地域包括）、
高橋保健福祉部主幹（臨時給付金）、堀越保育課長、桑島子ども支援課長、
土井子育て支援推進室主幹（計画）、横地社会福祉課障がい管理担当係長、
森谷社会福祉課指導第2担当係長、鈴木介護福祉課庶務指導担当係長、
中野子ども支援課計画担当係長、和泉社会福祉課総務担当係長、持田担当、川口担当
欠席者：岡崎委員、小林委員、古屋委員、大西委員

会議次第

1. 議題（報告案件）

- (1) 第4期北見市障がい福祉計画の概要について
- (2) 第6期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画の概要について
- (3) 北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について
- (4) 子ども子育て支援新制度における利用者負担について
- (5) 北見市指定地域密着型サービスに関する基準条例の改正について
- (6) 平成27年度の主な福祉施策について
- (7) 第3期北見市地域福祉計画策定について
- (8) 北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成事業について
- (9) 北見市介護保険条例の一部を改正する条例について

2. そ の 他

○報告 (事務局)	<p>本日は、年度末で何かとご多用中のところ、ご出席頂き、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、当審議会の事務局であります職員について、1月1日付で人事異動がありましたので、自己紹介させていただきます。</p>
<p>－ 部長 挨拶 －</p>	
○開 会 (会長)	<p>本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。社会福祉審議会会長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ただ今から、平成26年度第3回北見市社会福祉審議会を開会いたします。</p>
会議の成立 (会長)	<p>次に会議の成立について、事務局より報告をいたします。</p>
(事務局)	<p>本日の出席委員数は、20人中16人です。 岡崎委員、小林委員、古屋委員、大西委員におかれましては、所用のため欠席される旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。 審議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。 以上であります。</p>
議題 報告案件 (会長)	<p>それでは、本日の議題に入らせていただきます。議題の(1)第4期北見市障がい福祉計画の概要についてを事務局から説明願います。</p>
(1) 第4期北見市障がい福祉計画の概要について (事務局)	<p>私からは、事前配布資料に基づき、ご説明させていただきます。 1ページをご覧ください。計画の位置づけと根拠については、「障害者総合支援法」第8条第1項に規定される「市町村障害福祉計画」として、策定するものです。 また、障害者基本法第11条第3項に基づき、策定された「北見市障がい者計画」の「生活支援」分野の実施計画として、位置づけられております。 本計画は平成27年度から平成29年度までの3年間の計画期間としております。 2ページになりますが、計画策定の体制については、前回同様、地域自立支援協議会の位置づけである「北見市障がい者支援ネットワーク」の中に、「障がい福祉計画策定専門部会」を設置し、計画素案について検討いただきました。 1番目の米印の部分ですが、昨年10月に、市内9ヶ所で関係者・団体ヒアリングを実施し、障がい当事者・家族等が抱える課題の掘り起しを行いました。ヒアリングで出された意見については、本日配布しております冊子の34ページから40ページに記載しておりますので、後程、ご覧ください。また、3番目の米印ですが、本年1月6日から2月5日にかけて、北見市のホームページ等で第4期計画(素案)に対する意見募集を行い、1名の方から6件の意見をいただいております。 2ページ、中段、計画推進の基本方針ですが、 本計画は、北見市障がい者計画における生活分野の実施計画と位置付けられており、基本方針として、3点記載しております。 1点目は、障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援で、具体的には、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の3つの事業を柱として、その提供体制の整備に努めます。2点目は、市を実施主体の基本とし、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの提供に努めるもので、身体、知的、精神に加えて、難病もサービスの対象範囲に含め、サービスの充実に努めてまいります。3点目は、地域生活への移行、地域生</p>

活継続のための支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備であり、障がい者の生活を地域全体で支えるため、地域生活支援の拠点づくりや地域の社会資源を最大限に活用し、障がい者の自立した生活につなげるため、取り組んでまいります。

次に3ページをお開きください。上段、(2)の成果目標では、計画期間最終年度の平成29年度末時点における成果目標を項目別に数値目標を設定しております。

次に、3ページ下段の第3 障がい福祉サービスの見込み量についてであります、(1)の訪問系サービスから4ページ(5)の障がい児へのサービスまで、計画期間中のおよその見込み量を記載しております。続く5ページから6ページにかけては、地域生活支援事業の見込み量を記載しております。

次に、7ページをご覧ください。

第4期計画期間中に取り組むべき重点項目として8項目を記載しております。この8項目については、昨年実施した「関係者・団体ヒアリング」で出されたご意見やご提言を集約し、計画推進ネット会議や計画策定専門部会の委員の皆様にご議論をいただき、取り組むべき重点項目に位置付けたものでございます。

この8項目のうち、(2)の就労の場、日中活動の場の確保、(3)の短期入所施設の確保、(6)の福祉避難所の確保については、特に重点的に取り組むべき課題に位置付け、取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

- (会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。
- (委員) 資料3ページ(2)成果目標の④福祉的就労の工賃水準という事で、18年度実績で15,305円となっているが、就労Bということで一生懸命努力して下請けの仕事はしますが、全道平均でも15,000円程度となっているが、この倍の額を目標としているが、障がい者が直営で働ける事業展開は難しい。工賃倍増に対し、行政でも働ける場として事業者との橋渡しをしていただけるのか。
- (事務局) ただ今のご質問ですが、市といたしましても優先調達法や、市の資産経営課という部署がありまして、指定管理者制度を見直し作業を行っております、障がい者の就労施設については、調達する部分で優先的に行うよう働きかける取り組みも行っている最中で、目標としては、非常に高いと思っておりますが、この目標に向かって取り組んでいきたいと考えております。
- (委員) 優先調達について、実際に入札する際、具現化されているのか。また、7ページの(7)今後、検討すべき課題という事で、両親亡き後、一人残された障がい者の住まいの場の確保ということで、施設の整備かと思いますが、施設を作って地域と三位一体で、自主独立するための支援をする。施設の整備と記載があるがどういうものか。北見市として、障がい者へ指定管理者の門戸を開放する気はあるのか。それと、工賃倍増の関係ですが、障がい者も65歳を過ぎましてグループホーム等から出すわけにはいかない。65歳の高齢の方の対応に苦慮しているところだが、介護施設に出すわけにもいかないし、これから施設を作った時にどう対処していくのか。
- (事務局) 7ページの今後検討すべき課題という所で、具体的に常呂自治区と書いてあるのは現在網走の施設を利用している実態がありまして、なんとか市内でも施設の整備を必要ではないかという議論の中で書かせていただきました。ここでの問題点は担い手の事業者が見つからない状況でありまして、ハード面もさることながら事業者の発掘が最大の課題となっております。
- (委員) 北見にないということで網走に通っているということだが、市としてどう考えていくの

か。

(事務局)

施設整備については、基本的には事業所の発掘をしてから、そちらの事業所をお願いをしたいと考えております。市が直営でやるのではなく、お願いする形になると思います。指定管理者の運営についてですが、総務部の方から、指定管理者にも優先調達法について理解をして進めていくようお願いする通知を出しておりますので、何らかの形でアクションがおきてくると考えております。

(会長)

次に議題の(2)『第6期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画の概要』及び(9)『北見市介護保険条例の一部を改正する条例』について関連がございますのであわせて事務局から報告願います。

(2)(9)第6期北見市高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画の概要、北見市介護保険条例の一部を改正する条例について(事務局)

私からは、事前配布資料に基づき、ご説明させていただきます。

第6期計画 についてであります。国からの指針(ガイドライン)、市民・介護従業者等にアンケート等実施させていただき、北見市の現状及び、今後の介護のあり方等、多くの意見をお聞きし、先月、2月19日 介護保険事業計画等策定等委員会で協議の結果、案がまとまりました。そのため、2月25日、策定等委員会委員長から、北見市長に答申し、その後、北見市関係部署と協議させていただき、北見市第1回定例議会にてご審議いただき、第6期計画の策定となりました。

本日につきましては、「北見市社会福祉審議会」委員の皆様に対しまして、本計画の概要についてご報告させていただきます。

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は「第1章 計画の概要」から「第7章 計画推進に向けて」の84ページまでが計画本文となっており、85ページから244ページには、本計画の基礎資料として各アンケート結果等を掲載させていただいております。

全244ページであることから、本日の内容説明につきましては、本審議会の資料「概要」にて説明させていただきます。

お手元の事前配布資料の8ページをご覧ください。

1 計画の概要であります。本計画は、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画として、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を総合的・一体的に策定するものであり、第6期計画は、前計画の第5期計画を見直し、更に市民ニーズを分析しております。

本計画は、平成27年度から平成29年度までの計画であります。今後想定される「団塊の世代」に移行する平成37年を見据えた計画であり、趣旨であります。

また、第6期計画は、介護保険制度が始まってから15年目を迎え、大幅な改正があります。

主な改正内容としては、8ページ中段に記載しておりますが、(1)介護予防・日常生活支援総合事業の実施、(2)地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実、

(3)特別養護老人ホームの機能重点化、(4)費用負担の公平性の確保、(5)住所地特例の見直し の5つの新たな改正であります。

9ページをご覧ください。2 「高齢者等の現状と将来推計」であります。高齢者人口・高齢化率を記載しており、平成37年度には、高齢化率が34.9%になる推計をさせていただきます。

また、中段の第2では、要介護(要支援)認定者につきましても、多くなる推計であります。

次に10ページをお開き下さい。

3 「計画推進のための基本的事項」であります。第6期計画においても、上位計画である「北見市地域福祉計画」の施策の方向性に合わせ、基本理念として「地域で支え合い高齢者が安心していきいきと暮らせるまちを目指して」を現計画の第5期計画から継続して

第6期計画でも設定させていただきました。

本計画の理念を実現するために、「8つ」の基本の目標を設定しております。

4「計画推進の具体的な取組み」であります。これまで第5期計画で進めて参りました地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）構築に向けた取組みを継続・強化し、北見市の状況や特性等を踏まえた地域包括ケアシステムを構築することが重要な課題であります。

地域包括ケアシステムは主として「医療」、「介護」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「生活支援・福祉サービス」と「住まい」の5つから成り、各要素が相互に関係し、連携しながら高齢者の在宅での生活を支えていくものです。また、地域包括ケアシステムは「公助」・「共助」のほか、「互助」・「自助」といった地域に存在する社会資源に基づいた支え合いの上に成り立つものであり、今後は「互助」・「自助」の果たす役割が大きくなると考えられます。

このような状況を踏まえ、北見市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるよう、地域の資源を活用して高齢者を支える仕組みの構築を目指した取組みを推進していきます。そのために必要な施策の実行にあたり、高齢者の現状及び今後の課題について整理を行い、第6期計画における基本方針を設定し、具体的な取組みを記載しております。

基本目標1として、介護サービスの基盤整備とサービスの質の向上であります。市民アンケートでは、在宅で介護を受けることを望む声が多く寄せられましたが、日常生活圏域ごとでの「地域密着型サービス」の整備状況に差がありますことから、更に整備を行う必要があります。

また、北見市の施設整備率は他都市に比べ高い状況ではあります。特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の入所待機者が増えている現状です。このことから、必要な方が必要な時にサービスを受けられるよう、施設系及び在宅系サービス共に整備を行っていく必要があると考え、「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）」と「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」・「小規模多機能型居宅介護」については、日常生活圏域ごとの状況を勘案し、事業者を公募し整備を行います。

基本目標2として、「介護予防と健康づくり、社会参加の推進」であります。特に、介護保険法の一部改正された、要支援1・2の方に対する支援につきまして、円滑に事業の移行を推進して参ります。

基本目標3につきましては、今回新たに設定をさせていただきました「医療と介護の連携の推進」であります。

今後、75歳以上の後期高齢者が増加し、がん・脳卒中等により医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれることから、疾病を抱えても、可能な限り自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を最期まで営むことができるよう、医療と介護の連携体制の構築が求められています。医療と介護の連携は、入退院時支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等様々な状況が考えられ、医師や歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション専門職員、ソーシャルワーカー等の医療関係職と介護支援専門員等の介護関係職の連携構築を目指すことが必要です。

なお、連携を推進するにあたり「北見市医療福祉情報連携協議会」等の各種協議会や医師会、北見保健所等の関係機関の協力をいただきながら進める方針であります。

基本目標4地域で支え合う体制の整備についてでございますが、在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域包括支援センターの役割が益々重要となり組織体制の強化が必要になっていきます。

地域では一人暮らし高齢者が増加しており、閉じこもりや孤立死防止等、安心して暮らせる地域を目指し、自治会等が独自に安心カード等の取組みを拡大しており、これらの実施状況を把握し、関係機関との連携を深め、地域における見守り支援体制の充実を図らなければなりません。

各日常生活圏域では、高齢者支援のネットワークに係る関係者より、虐待等の困難事例の

情報が寄せられ、地域包括支援センターが中心となる地域ケア会議を開催し、関係者による支援を行っております。

また、地域住民の交流や支え合う体制づくりのため、地域ふれあいサロンの開設を推進し、保健・医療・福祉関係者、自治会、民生児童委員、社会福祉協議会、警察、消防等の関係機関との連携を深めていきます。

基本目標5 認知症施策の総合的な推進についてであります。北見市における介護認定者のうち認知症状がある方は、6年前の1.47倍となり、今後も認知症高齢者が増加すると予測され、また、認知症予備軍である軽度認知障害は65歳以上の13%を占めている現状です。

認知症状がある方への支援は、早期発見・早期診断・早期治療が重要であり、医師会、認知症疾患医療センター、物忘れ外来実施医療機関等と連携して、早期に相談支援がとれる体制づくりを構築するよう、引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、正しい知識の普及・啓発に更に努めるとともに、認知症の予防について取り組みます。

その他の目標につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして11ページをご覧ください。

5「各サービス提供の現状と計画の推計」であります。ここには、介護保険法によるビスの全体像を記載して、昨年11月末現在の北見市での介護事業所等の数であります。

12ページをご覧ください。

介護給付等のサービスの見込みについて、平成27年度から平成29年度までの3年間のサービス見込み量を推計しており、高齢者人口の増加に伴い、年々増加する見込みとなっております。また、介護給付費につきましても、併せて増加となり、平成26年度は、約96億円であるところ、平成29年度には、約114億円になる推計であります。

次に、第1号保険料の設定であります。本日お配りさせていただきました、第6期計画書の80ページをお開き下さい。

今回の法改正により、国が示す標準保険料段階が6段階から9段階に改められることに伴い、応能負担の観点から段階数・負担割合の見直しを行いました。具体的には、市民税が課税となっている方（第6期の保険料素案でいうところの第6段階以上）につきまして、さらなる細分化をおこない、高所得の方にはこれまでよりも大きな負担をお願いしたいと考えております。また、今回の法改正より、低所得の方に対して、本来の財源とは別途に、公費投入による保険料負担の軽減を実施する予定です。平成27年度・28年度につきましては、第6期の保険料でいう第1段階の方の負担割合を、0.5から0.45に軽減いたします。平成29年度以降、消費税率の10%への引き上げが現在の予定通り実施された場合には、これを財源として、第2段階・第3段階の方に対しても、軽減が実施される見込みとなっております。

現行10段階から13段階へ分け、所得に応じた負担とさせていただき、第1号被保険者の月額基準額につきましては、現行 5,236円から、5,825円となり、589円のアップとなります。

以上で「第6期高齢者保健福祉計画・北見市介護保険事業計画の概要について」の説明を終了させていただきます。

続きまして、本日、追加提案させていただきました、「9 北見市介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、ご報告させていただきます。

追加資料1ページをご覧ください。

条例改正の趣旨につきまして、1、第2条（保険料率）の改正について、であります。内容といたしましては先ほどの第6期計画の概要の中でご説明申し上げたとおりでございます。保険料段階が第1段階の方の負担割合を0.5から0.45に軽減する部分につきましては、国の政令が未公布であるため、今回の改正では、軽減前の割合0.5を定めることといたしました。

国の政令公布がなされ次第、再度条例改正を行い、第1段階の方の負担割合を軽減後の0.

45とさせていただきます。予定であります。

続きまして2ページをお開き下さい。

2附則の制定についてでございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第82号)附則14条に基づき、北見市介護保険条例の附則を制定し、各事業の開始の猶予を設け、サービスの受け皿の整備や地域の特性を活かした取組など、一定の時間をかけて整備し、サービスの充実を図るための改正をいたします。

まず、介護予防・日常生活支援総合事業ですが、この事業につきましては、介護保険事業の予防給付の中から、要支援1、2及びチェックリスト対象者の通所、訪問事業を地域支援事業に移行し、実施する事業であります。移行期間を平成29年4月1日までに移行をするための準備期間として、附則の制定により実施期間の猶予を設けるものです。

次に生活支援の基盤整備事業ですが、この事業につきましては、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、利用者のニーズにあった介護保険法では対応できないサービスをボランティアの方とマッチングするなどを行う事業であります。平成29年4月1日までに実施に係る整備を行うための準備期間として、附則の制定により、実施期間の猶予を設けるものです。

次に、認知症施策の推進ですが、この事業につきましては、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置により、認知症施策の推進を行う事業であります。平成29年4月1日までに実施に係る整備を行うための準備期間として、附則の制定により、実施期間の猶予を設けるものです。

以上で報告を終了させていただきます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

(委員) 資料の8ページの住所地特例とはなんでしょうか。

(事務局) 住所地特例でございますが、例ですが、北見市に住んでいまして、旭川の特別養護老人ホームに入所する場合、保険料を北見市で支払います。施設が多い町に、市外からどんどん入ってきますと、その市の保険料に跳ね返ってしまうため、他方から入所した場合、直接施設の方に転出元より支払うことが住所地特例でございます。今までは特別養護老人ホーム等の福祉施設に限られておりましたが、今回の見直しにおいてサービス付き高齢者住宅においても前住地が保険料を支払う制度が新たに追加となったところであります。

(会長) 次に議題の(3)『北見市子ども・子育て支援事業計画の概要』についてを事務局から報告願います。

(3) 北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について (事務局) それでは私から、資料は、15ページからとなりますが、「3. 北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について」説明させていただきます。

はじめに、「(1) 子ども・子育て支援新制度について」であります。我が国においては、急速な少子化の進行に加え、核家族化や高齢化、人間関係の希薄化(きはくか)などにより、家庭や地域での子育て力が低下している状況下にあると言われております。

「②」の「趣旨等」にありますとおり、こうした課題を解決し、「すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を、社会全体で支援」するほか、「子ども・子育て支援関連の制度、財源の一元化」や、「質の高い学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域の子どもの子育て支援の充実」を図るため、

「①」にあります「子ども・子育て関連3法」が、平成24年8月に公布され、新制度が、平成27年4月からスタートする予定です。

(2)の「子ども・子育て支援事業計画の策定」についてであります。市町村は、新制

度のスタートに当たり5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けされており、北見市子ども・子育て会議において、平成25年度からこれまで9回の会議を開催し、計画策定を進めてきたところであります。

16ページをご覧ください。

次に(3)「北見市子ども・子育て支援事業計画の構成について」であります。北見市子ども・子育て支援事業計画は、法に基づく基本指針をもとに「第1章」の「計画策定にあたって」から、「第5章」の「計画の推進に向けて」までの、5つの章で構成されています。

基本指針における位置付けでは、本計画の第1章から第5章のうち、「第4章」については、必須記載事項であり、「そのほか」については、任意記載事項に位置付けられているものであります。

17ページをご覧ください。

(4)「教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容」についてであります。 「量の見込み」とは、平成25年度に、未就学児童及び小学生の保護者5,000件に対して実施しました子育て支援に係るニーズ調査結果から算出した、幼稚園・保育園などの教育・保育に係る今後の利用希望であり、需要量であります。

「確保の内容」とは、利用希望に対する幼稚園・保育園などの受け入れ体制で、「需要」に対する「供給量」のことです。

この章では、各年度における「教育・保育の量の見込み」、「実施しようとする提供体制の確保の内容」と、その「実施時期」を定めています。

また、「確保の内容」については、市内の教育・保育施設等に対し、意向調査を行い、今後の施設形態や、年齢別の利用定員等の回答をもとに、検討を行ったところです。

「①」には、参考として、「今後の人口推計」を記載していますが、人口推計については、今後年々減少をするものとなっております。

次に、「②」の「量の見込みに対する確保の内容等」についてです。

「ア」では、平成27～31年度の量の見込みに対し、0～2歳児の受け入れ体制が不足しており、幼稚園・保育園が認定こども園に移行し、新たに低年齢児童の受け入れを行う、又は、低年齢児童の受け入れ定員を増やすなどにより、受け入れ体制の確保を図る」とした内容を、「イ」には、「教育・保育を提供する各施設の老朽化に伴う対応のほか、低年齢児童の受け入れ体制の確保にあたっては、改修・改築などの施設整備の検討を行う必要がある」とした内容を、「ウ」には、「人口減少や少子化が進行する状況下においては、各施設の認可・利用定員の見直しはもとより、市立保育園においては、統廃合についても合わせて検討を行う」とした内容を、記載しています。

次に、「③」の「施設整備について」です。

「ア」ですが、幼稚園が認定こども園に移行し、0～2歳児の受け入れを行う場合、自園での調理が必須となることから、調理室・調理設備等の施設整備が、想定されるところです。

また、認定こども園の認可は、北海道が行いますが、認定こども園への移行に伴い施設整備が必要な場合は、移行予定年度の前年度に整備を行う必要があります。

次に、「イ」です。

保育園については、老朽化への対応のほか、認定こども園への移行とともに、0～2歳児の受け入れ定員を増やすための施設整備を予定いたします。

次に、「④」の「整備予定箇所等について」ですが、表について、説明いたします。

「施設数」には、現在の施設数を記載しています。

表の「H27」をはじめ、各年度の欄の下段に、「移行」とありますが、新制度の認定こども園への移行予定を表しています。また、右側に、「H何年整備」とありますが、これは、施設整備を行う年度を表しています。

18ページをご覧ください。

17ページ下段の表において、「想定」又は「予定」する施設整備について、年度と施設

名称を記載したもので、認定こども園への移行や老朽化に伴う対応、受け入れ体制が不足している低年齢児童の受け入れ定員を増やすことに伴う整備予定をまとめたものです。

(5)「地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容(第4章)」についてですが、子ども・子育て支援新制度は、共働き家庭など、幼稚園・保育園などの教育・保育施設の利用者だけでなく、すべての子育て家庭を支援する制度であります。

資料に記載の①から⑬までの各事業については、新制度においては、「地域子ども・子育て支援事業」として、支援がなされる事業であり、これら事業においても、「量の見込み」に対する「確保の内容」と、その実施時期を定め、記載するものです。

次に、(6)の「パブリックコメントについて」ですが、計画素案をもとに、12月16日から1月14日までの30日間において、パブリックコメントを実施したところです。

意見件数としては、2個人・2団体から、26件のご意見をいただき、実施結果については、北見市パブリックコメント手続実施要綱(15日以上)に基づき2月12日から3月3日(20日間)まで、市ホームページにて掲載したところであります。

次に、(7)の「今後の予定」についてですが、来週24日に、今年度、最後の「第10回北見市子ども・子育て会議」を、予定しており、今後は、計画の進行管理を進めてまいります。

以上で、「北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について」の説明を終わります。

(会長)

ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

○理事者入れ替え

— 理事者入替え —

(会長)

次に議題の(4)『子ども子育て支援新制度における利用者負担』についてを事務局から報告願います。

(4) 子ども子育て支援新制度における利用者負担について(事務局)

子ども子育て支援新制度における利用者負担につきまして、ご説明をさせていただきます。資料19ページをご覧ください。

本年4月から始まる子ども子育て支援新制度における利用者負担としての保育料は、国が定める水準を限度として、市町村において定めることとされており、市としての考え方がまとまりましたことから、その内容につきましてご説明させていただきます。

(1) 保育料の考え方でございますが、現在の幼稚園は、それぞれの幼稚園で保育料が設定されており、幼稚園を利用する保護者の負担軽減対策につきましては、国の制度としての幼稚園就園奨励費補助制度に基づき、保護者の市民税所得割額に応じた補助金を受けております。

一方、保育園は、所得税額が保育料の算定基準となっており、市では、国の現行基準額より平均25%程度の独自軽減を実施している状況でございます。

新制度におきましては、幼稚園並びに保育園の保育料の算定基準が市民税所得割額に統一されることとなりますが、利用者負担につきましては、市の独自の判断において、財源の投入を図り、幼稚園、保育園ともに現在の負担水準の維持を基本としたところであります。

次に(2)でございます。新制度の保育料が適用される教育・保育施設でございますが、新制度に移行する予定の幼稚園、認定こども園、公立・法人立保育園の一覧を表にまとめてございます。

次に(3)新制度における幼稚園の保育料についてでございます。

表の左側が、国から示されました月額保育料の基準で、25,700円が上限となっております。右側の表が新制度における市の基準額となります。

現在の市内の幼稚園保育料の平均月額が16,400円となっておりますことから、保育料上減額を16,400円に設定させていただき、現在受けております幼稚園就園奨励費補助制度を考慮した、実質の負担額ベースで各階層区分ごとに保育料を設定させていただきました。

資料20ページをご覧ください。

次に(4) 保育園等の保育料についてでございます。

表の一番左側が国から示されました月額保育料の基準でございます。

新制度におきましては、保護者の就労状況等によりまして、最大11時間保育が可能となる保育標準時間認定と、最大8時間保育が可能となる保育短時間認定に区分されることとなります。

左から2番目の表は、現在の北見市の保育料基準額表でございます。左から3番目の表が、新制度における基準額となります。

新制度における保育園保育料につきましては、幼稚園保育料との均衡や、現行の負担水準を維持するとの考えから、現行の基準額におきまして、おおよそ5%程度の引き下げを行うとともに、第2子の保育料を第1子の額の1/2から1/3とする見直しを行い、資料のとおり新制度における月額保育料として設定させていただきました。

以上で新制度における利用者負担の説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 次に議題の(5)『北見市指定地域密着型サービスに関する基準条例の改正』についてを事務局から報告願います。

(5) 北見市指定地域密着型サービスに関する基準条例の改正について

(事務局)

「北見市指定地域密着型サービスに関する基準条例の改正について」ご説明させていただきます。資料の21ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、北見市で定めております「地域密着型サービスに関する基準条例」につきましては、国が定める基準省令を基に制定されているところですが、平成27年4月1日より、国の基準省令が一部改正となることから、2の「改正する条例」に記載しております北見市の2つの条例につきましても、一部改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、(1)の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、夜間のオペレーターとして充てることができる施設・事業所の範囲の追加、

(2)の「認知症対応型通所介護」につきましては、宿泊サービスを実施している事業所に届出を義務化し、事故報告の仕組みを設けます。(3)の「小規模多機能型居宅介護」につきましては、当該事業所の看護職員の兼務可能な施設・事業所の範囲を追加、及び「登録定員」現行25人以下となっているものを29人以下に改正し、それにあわせて「通いサービスの利用定員」を現行の15人以下を18人以下とすることを可能としております。

22ページに移りますが、(4) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)につきましては、新たな用地確保が困難等の事情がある場合には「3ユニット」まで差し支えないことを明確化いたします。(5) 小規模特別養護老人ホームにつきましては、サテライト型施設の「本体施設」として認められる対象を追加します。

(6) 複合型サービスにつきましては、名称が「看護小規模多機能型居宅介護」に変更となるほか、「登録定員」現行25人以下となっているものを29人以下、「通いサービスの利用定員」現行の15人以下を18人以下とすることを可能としております。

平成27年4月1日施行となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 次に議題の(6)『平成27年度の主な福祉施策』についてを事務局から報告願います

(6) 平成27年度
の主な福祉施策に
ついて (事務局)

資料に基づき説明させていただきます。

23ページであります。 (1) 地域福祉計画策定等経費であります。来年度で第2期が終了することから、第3期地域福祉計画策定に向けた経費を計上いたしました。計画策定については、この後事務局より説明させていただきます。

次に(2) 社会保障・税番号制度システム改修委託料についてであります。マイナンバー法といわれている番号関連四法により、個人番号の利用が開始されることから、福祉サイドのシステムの改修等にかかる予算を計上いたしました。

24ページ、(3) 低所得者等生活支援事業及び(4) 多子世帯子育て支援事業についてであります。国で言われております地域創生関連の予算であります。地域消費喚起生活支援型というものを利用して、低所得者については1世帯5,000円、多子世帯については、2人以上の児童を養育している世帯については1世帯5,000円のプレミアム商品券という形で交付する予定となっております。尚、プレミアム商品券については、地域消費喚起生活支援型によって、平成24年にプレミアム商品券を発行したのですが、その際に使用したのと同じものを使用して商工観光部で交付する事業となっております。

25ページ(5) 臨時福祉給付金であります。26年度において、臨時福祉給付金については低所得者に対し10,000円、加算措置として5,000円、子育て世帯臨時特例給付金は子ども一人につき10,000円を交付した事業を行いました。次年度においても国で予算措置され、低所得者に対し6,000円、子育て世帯については記載はないですが一人3,000円の給付をする予定となっております。

(6) 生活困窮者自立支援法についてであります。昨年12月の審議会でも説明させていただきましたが、来年度については26ページ下段にあります。自立相談支援事業、住居確保給付金給付の必須事業にあわせて、就労準備支援事業、学習支援事業の任意事業について実施するものであります。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 次に議題の(7)『第3期北見市地域福祉計画策定』についてを事務局から報告願います。

(7) 第3期北見市
地域福祉計画策定
について

(事務局)

それでは、私の方から、地域福祉計画の策定につきまして、説明させていただきます。事前配布資料の27ページをご覧ください。

はじめに、地域福祉計画とは、地域で暮らすすべての人が尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に住む人たちが主役となって進めていく地域づくりの取り組みであります。

『地域福祉計画』は、この仕組みづくりの道筋を示し、地域福祉の総合的、計画的な推進を図るため策定される社会福祉法に基づく計画です。

次に、計画の期間でございますが、北見市では、平成18年度から平成22年度までの5ヵ年を計画期間とする、第1期計画を平成18年2月に策定いたしました。市町合併に伴い、平成20年度に各自治区の特長に応じた必要な見直しを行い、【改定版】第1期計画を策定しております。

また、平成23年3月には現行計画の第2期計画を策定いたしました。
 現在、平成28年度から平成32年度の5カ年を計画期間とする第3期計画の策定を進めているところです。
 計画の策定体制でございますが、計画策定の中心機関としまして、公募2名を含む市民20名から構成される市民組織の『北見市地域福祉計画策定委員会』を設置し、庁内組織の『北見市保健福祉施策推進委員会』等と連携・調整を図りながら、第3期計画を策定することといたしました。
 最後に、下段の計画の策定経過及び今後の予定でございます。
 平成26年12月1日から、地域福祉に関するアンケート調査を先行実施し、同年12月29日、『北見市地域福祉計画策定委員会』を立ち上げ、第3期計画の策定作業がスタートしたところです。
 平成27年1月29日に第2回会議、2月26日に第3回会議を開催し、会議運営事項や関係計画の説明を中心に会議を行ってきております。
 今後は、平成27年度に入り、市内各所で、『地域課題を考える住民懇談会』や『福祉関係団体ヒアリング』を実施する予定であり、新たな住民ニーズや生活課題の掘り起こしを行い、各部会に分かれ計画に盛り込む案件の協議を重ねていきます。
 平成27年12月中旬には、計画素案を取りまとめ、平成28年2月に、計画素案に対する市民からの意見募集を実施し、2月中旬に意見募集の結果を踏まえ、計画素案を最終決定し、2月下旬に、当審議会に計画素案を報告させていただきたいと考えております。
 その後、3月には市議会福祉民生常任委員会へ報告しまして、計画の策定作業を全て終了し、公表を行う予定でございます。
 私からの説明は、以上でございます。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 次に議題の(8)『北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成事業』についてを事務局から報告願います。

(8) 北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成事業について

(事務局)

議題8 北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成事業についてご説明させていただきます。
 審議会資料 28頁をお開きください。
 (1)の北見市高齢者・障がい者に対するバス料金助成規則の一部改正と記載しておりますが、本事業は、市の規則に基づいて、3年ごとにバス乗車証を一斉更新しております。
 当初の予定では、本年3月31日で3年の有効期限が切れるため、本来であれば乗車証の一斉更新の時期にあたるのですが、今般、規則の一部を改正し、平成28年3月31日まで1年間、乗車証の有効期限を延長することといたしました。
 その主な理由といたしましては、北見市行財政改革推進計画において、事業の見直しを求められていることに加え、今後、利用者の増大に伴い、後年度への財政負担の問題や、市議会から、バス路線から遠隔にお住まいの市民は利用できないなどの不均衡を是正すべきとの指摘があることなどから、27年度中に、本審議会のご協力を得て、今後において、安定的かつ持続的な事業運営を図るため、事業のあり方について検討を進めさせていただきます。本年秋を目途として見直しの基本的方向性について結論を得たいと考えております。次に、29頁をお開きください。本事業に関する市の基本的な考え方、道内他都市の状況、今後の展開方策について、記載しております。
 はじめに、事業に対する市の基本的な考え方ですが、高齢化の進展に伴い、公共

交通手段を確保することは、高齢者や障がい者の社会参加の促進、健康増進、買い物弱者対策など、様々な波及効果が期待されますが、先ほども申し述べましたとおり、安定的かつ持続的な事業運営の視点を踏まえた見直しに向けた検討を行う必要があると考えております。

次に、道内他都市の状況についてであります。道内他都市における類似事業に関して調査いたしましたところ、ほとんどの自治体においては、一定程度、利用者負担の考え方を導入しているのが実情でございます。

こうしたことから、今後の展開方策といたしましては、市の関係部局で組織しております保健福祉施策推進委員会において、事業のあり方に関して基本的な考え方を取りまとめ、一定程度固まった段階において、本審議会及び本審議会に設置されております高齢部会にお諮りさせて頂き、十分ご審議頂きたいと考えております。私からは以上です。

(会長) ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

…………… 質問なし ……………

(会長) 以上で議題は全て終了しました。次にその他ですが、委員の皆さんから何かございますか。事務局から何かございますか。

(委員) 介護保険について先ほど説明がありましたが、厚生労働省の方針として、在宅介護を主として特養は要介護3以上と入所の条件が大変厳しい状況で、新聞等でも書かれておりましたが特養の含み資産が全国で平均して3億円あるということで、介護報酬が2.27%引き下げが発表となりましたが、北見の介護施設で約1000床のところでは約4,000万円程度減額される見通しですが、北見の特養、介護施設で問題は生じていないのか。NHKの報道でもありましたが、在宅介護で無届の施設、改修してそこに住民票を移すと、そこが住処となります。先ほどの質問でもあったと思いますが、市外から北見に来たとき、住民票を移した時の保険料や請求制度あわせて、国の方針としては、自宅で要介護を受けた人も医療介護を受ける。北見でも無届の施設があるのかないのか。実態調査は行っているのか。

(事務局) 特養要介護3以上と、平成27年4月1日からなりますが、現在要介護1の方も申し込んでいる方がいらっしゃいます。そういう方は、特養の関係者すべて集めて今月から打ち合わせを行って、簡単に切り捨てるものではないということで、そのまま申し込みを受け付けて今後も対応していくことになりまして、特殊な事情の方、例えば認知症の方が要介護2だとか或いは虐待を受けている方等支援していかなければならない場合は要介護1でも入所が可能となっておりますので、北見市と施設と相談しながらの対応となっていきます。

もう一点、無届の有料老人ホームのことかと思いますが、北見市内に高齢者住宅といわれているのが40数か所、サービス付高齢者住宅の届を出しているのが6か所、有料老人ホームで届を出しているのが16か所、残りが高齢者住宅や高齢者下宿といわれているところあります。その部分についても、北見市としても実態調査やアンケートを行い、有料老人ホーム届を出すのかどうかの有無も含めて実態調査を行っております。高齢者住宅の中にも、有料老人ホームの届を出したくても建物の基準でなれない部分もあります。

この間のテレビの放映のことかと思いますが、高齢者住宅において、地方から市に入ってきてそこに住民票を置いて、そこに入っている訪問介護事業所を利用することを放映されておりましたが、北見市においては、その中での給付の適正化というものを平成12年の介護保険法施行時から、各事業所からケアプランをいただいで適正にはかるよう努力をしております。

例えば、在宅で訪問介護を週3日だったのが、下宿に入るとおそらく週5日になると思いますが、それが1日3回行くとか、急激な上昇についても、プランのチェックをしながら、事業所と北見市と中身を調査しながら、給付の適正化に努めているところであります。平成20年に大規模の高齢者住宅の火災がありました。本年4月1日より消防法の改正により、避難困難者が大勢いるところでも消防設備を設置しなさいということになり、その部分についても消防と打ち合わせを行いながら、要介護者の安全確保についとめていきたいと考えております。

(委員) 特養の介護報酬2. 27%の引き下げについては、

(事務局) 特養については介護報酬2. 27%以上引き下げとなっておりますが、一部加算措置もあります。議会でも同様の質問が出たことから、今後事業所と相談しながら、どういった状況なのかの調査も含めて、また従業員の確保も一番の問題となっていることから、その辺も含めて実態調査すると回答もしましたので、早急という事ではないのですが、例えば4月の実態がわかるのが、6月の下旬という給付実績が2か月遅れで北見市にきますので、そこを含めて介護福祉課の方で、どういう形で調査をして、国に要望していこうか今後事業所と詰めていきたいと思っております。

(委員) それに関連してですが、全国で無届の施設が1,000か所くらいあるとその時のテレビで言っており、そのうち200くらいが旭川にあり、北見にも20数か所あるという事ですが、なぜ北海道の地方都市に集中していくのか。低所得者が高齢者より多いのではないのか、それを無届だから見るという事で福祉として位置づけていいのか。市役所職員は、国の法律や消費税の税額を変えたりすることは不可能なことだから、こういった地域環境や地域での計画、同行を把握していかないと国のいうとおりにやっていると意味もない部分があるので、現状を分析してみる必要があるのではないのか。本当の福祉事業としてどのようにとらえていくかなにかお示しいただければと思います。

(事務局) 高齢者住宅や下宿といわれているものは平成18年に老人福祉法が改正となり、有料老人ホームの届け出をしなさいとなりました。平成25年に国の方から、もっと厳しく届け出を出すように通知が来ました。北海道は昨年市町村に向けて実態調査、把握しているものを報告してほしいと言われましたので、北見市において当初からそういった住宅を把握しようとしておりました。

昨年の暮れに、各高齢者住宅といわれるところにアンケートを送付し、今後有料老人ホームの届をだすかどうか、出したくても出しようがないのか、その辺の確認を取ったところ、今まで届け出を出していなかったところが、10数か所届け出を出しますと回答があり、数か所からいただいております。残り20数か所についても、市として実態調査をしていますので、指導していきたいですが強制力はありません。そこに付随している訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、ケアマネージャーがいる事業所もありますが、その指導については北海道になることから、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

テレビで出たとおり、要介護5の方が、36万円となり、1割負担で3万6千円、家賃が2万数千円で、食事代が3万程度で、7、8万円で入居しているとします。そうなると特養が入れるかどうかということにもなってきます。今回の計画の中で、要介護4、5の在宅の方が70数名待機しているということで、特養29床を整備するという事で計画を作成しました。今後高齢者の住まいについては、サービス提供事業所が地方にないのも現実なので、地方の方が北見市の下宿に入ってくると住所地特例にならないので北見市の介護保険料の給付となることから、そこについては法律になにもないものでいいとも悪いとも言えないもので、そのあたりは道とも相談しながら進めており、有料老人ホームの届

け出も増えてきているので、実態を把握しながら進めて行きたいと考えております。

(委員) 無届の部分については、今後も何か知恵を出しながら関係機関と連携をいって減らしていただければと思いますが。

(事務局) 北見市の場合、まず住宅を作るといった方がいたら、まず窓口に相談に来てくれます。そこがまだ救われているところです。住宅も作りたいしそこで介護事業所もやりたいということで相談に来ます。強制力はないですが、有料老人ホームの基準で建物を建てていただいて、有料老人ホームとしての届け出を出してほしいということで、次年度も何棟か建つ予定です。そこについても有料老人ホームの届け出を出してほしいと伝えております。

(会長) その他について委員の皆様から何かありますか。
事務局からは何かありますか。

2 その他

(事務局) 4月からスタート予定の子ども未来部についてご説明させていただきます。
昨年の第3回定例会市議会において、子ども未来部の創設と、企業局の上下水道局への名称変更を中心とした組織機構改革案が市議会に提出され、昨年12月の第4回定例会市議会において可決されたところであります。

北見市子ども・子育て事業計画でも説明しましたが、子供が健やかに成長できる環境づくりと各施設を合わせて推進し、保育、幼児教育並びに青少年の健全育成についての施策を一元的に担う体制を構築し、市民に解りやすい組織とし、また子ども子育て関連三法の成立に伴い、新制度に対応できるよう組織を見直すものであります。

国において、各自治体に対して子ども子育て関連三法の本格施行には、新制度を一括的に管轄できる体制を整備し、窓口の一本化を行うよう指導されているところであります。道内では、昨年の5月段階で市レベルではありますが、札幌、旭川、函館、釧路、帯広、苫小牧の6市が同様の組織を設置しております。具体的には、現在の保健福祉部内の子育て支援推進室、課でいうと子ども支援課、保育課、子ども総合支援センターきらり、教育委員会の社会教育部に属している青少年課を所管替えいたしまして3課1センター合わせて子ども未来部を設置するものであります。執務場所については、現在の子育て支援推進室がありますパラゴ4階に青少年課が、端野総合支所より引っ越してきて、現在の場所が未来部ということになります。

尚、端野、常呂、留辺蘂自治区の青少年課の取り扱いについては、現在の各教育事務所の生涯学習課が兼務という形で予定しております。職員数については、平成26年4月1日の職員数でいきますと、保健福祉部が233名であります。子ども未来部設置後であります。保健福祉部が約120名、子ども未来部が約130名程度となる予定であります。これは、正職員と再任用職員の数で、このほかに青少年課においては児童館の児童厚生員、これは嘱託職員で、65名程度いますので、そこを含めると未来部としては屋久200名程度の職員数となる予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

本日の議事は以上でございます。
これにて「平成26年度 第3回北見市社会福祉審議会」を終了いたします。
長時間にわたりご苦勞様でした。

終了 午後3時35分